

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、呉市立白岳小学校の教育目標を達成するためのものであり、子どもたちの健やかな成長を願い、義務教育9年間の見通しをもった指導について、共通認識、実践を図るためのものである。
子どもたちが自主的、自律的に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

（4つの原則）

第2条 児童の権利に関する条約に基づき、児童は4つの原則で守られる。4つの原則は、以下のように捉える。

- ・生きる権利・・・病気やけがをしたら治療を受けられること
- ・育つ権利・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・守られる権利・・・あらゆる種類の虐待や搾取から守られること
- ・参加する権利・・・自由に意見を表したり、活動を行ったりできること

（ダイバーシティ）

第3条 人種、性別、国籍、障害の有無等、多様な考えを受け入れられ、互いに認め合い、生活すること。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第4条 登下校については、自宅を出て、自宅に帰るまでを教育活動と捉える。

- （1）決められた通学路を通して登下校する。
- （2）8時15分までに登校し、席に着いておく。
- （3）教室の鍵は、7時45分に貸し出す。7時45分まで教室に入らない。
- （4）欠席、遅刻、早退の場合、8時までに保護者が欠席や遅刻の理由を、小中学生保護者連絡ツール「tetoru」等で学校に連絡する。
- （5）登校したら原則校外には出ない。忘れ物も取りに帰らない。

・連絡のない遅刻があった場合、保護者に連絡し、改善を求める。

・連絡のない欠席の場合、①保護者に連絡し、確認する。

②所在が確認できない場合、家庭訪問する。場合によって、捜索または警察に連絡する。

・欠席児童に対しては、必要に応じて電話連絡をし、学校の状況や諸連絡を伝える。場合によって、家庭訪問を行う。（出席停止は含まない。）

・欠席が続く場合は、保護者と話し合い、改善または対応を求める。

●保護者対応は、原則、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・担任が行う。

●家庭訪問は、場合によって、複数体制で行う。

（服装など）

第5条 学校内外において、学習活動に適した服装を原則とする。TPO（時、場所、場合）に応じた服装等ができるようにする。

（1）名札は左胸に付ける。ただし登下校時は、防犯のため基本外し、校内のみで着用する。

（2）清潔で勉強や運動に適したものを着用する。

・華美な装飾のある服装、露出の多い服装、ひも等の装飾が物に引っかかる危険性のある服装、動きにくい服装は、着用しない。ひも付きのカギを首からぶら下げる場合は、服の中に入れる。ハンカチ、ティッシュは、ポケットに入れることを基本とする。

・冬季のマフラー、手袋、ネックウォーマー、レッグウォーマー等は登校して一旦教室に入ったら原則校内で使用しない。（下校の際や、防寒上必要と判断した場合は別）

- ・ダウンコート、コート、厚手のジャンパー等は、整った着方（フードは被らない。袖口に手が隠れない。前ボタンやチャックを閉める等）をし、着用しない場合には、ロッカーに片付ける。
- ・フードは視野を狭め事故の危険性があるので、登下校時にもかぶらない。
- (3) 体操服は、白長袖シャツ・半袖シャツ、ハーフパンツ、赤白帽とする。
 - ・靴底の厚い物やハイカットは使用しない。
 - ・調整のできる運動靴が望ましい。
 - ・体操服を忘れた場合は原則貸し出しはしない。
- (4) 学校の指定のジャージは次の場合に使用する。
 - ・担任から指示のあった場合
 - ・体育の授業（防寒用・・・11月～3月）
- (5) 水着は紺または黒を基調としたスクール水着とする。
 - ・水泳帽は学年指定色のものとする。
 - ・ラッシュガードを着用する場合は、装飾やフードの付いていないものとする。

- ・朝の会で身だしなみを整える。
- ・担任、学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。
- ・改善されない場合は、学校での指導の旨を保護者に知らせ、協力を促す。

第6条 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した白岳中学校の校則に準じた髪型とする。長い髪は、飾りのないゴムでとめる。シュシュは不可とする。

（白岳中学校の校則は、白岳中学校ホームページ「生徒指導規程」参照）

- (1) 体育や給食の帽子をかぶれる髪型にする。肩より長い髪はゴムでとめ、目にかかる前髪はピンでとめる。（体育の授業内容によっては安全確保のためピンを使用しないこと）
- (2) 染色、脱色、パーマ、カール等、髪に手を加えないようにする。整髪料は使用しない。
- (3) 眉毛を意図的に細くしない。

- ・上記のような髪型でないと判断した場合、保護者と話し合い、改善を促す。

（装飾）

第7条 次のことは禁止する。

- (1) 色つきリップクリーム、マニキュア、身体用のシール。
- (2) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具、ミサンガ等の着用。

- ・違反があった場合は、児童本人への指導と、保護者への連絡を行い、改善を図る。

（持ち物）

第8条 原則、学習に必要なもの以外は不要物と見なし、持ち込みを禁止する。無断で持ち込みがあった場合は、学校が預かり、指導する。

- (1) 持ってきてはいけないもの
 - ・携帯電話・スマートフォン・通信機能のあるGPS（必要である場合は、持ち込み許可申請書を提出し許可を得ること）
 - ・菓子類・マンガ類・キーホルダー（お守りを付ける場合はランドセルの中に入れる）
 - ・シャープペンシル・トランプ・カード類
 - ・化粧品・ゲーム機
 - ・必要のないお金、たばこや刃物等の法令・法規に違反する物等
- (2) 学習に関する持ち物は、学年の発達段階や学習内容に合わせ、教務部、学年部が示すきまりに則る。
- (3) 冬季の使い捨てカイロ等は破損による飛散防止のため衣服から出して使用せず、使用後は必ず持ち帰る。夏の冷却用品は、登校して一旦教室に入ったら原則校内で使用しない。（熱中症対策として必要と判断した場合は別）
- (4) 学習用タブレットの使用については、「タブレット端末活用のルール」に則る。

- ・担任、学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。
- ・改善されない場合は、学校での指導の旨を保護者に知らせ、協力を促す。

第3章 校外生活に関すること

(外出など)

第9条 校外での生活の心得については、次のことを指導する。

- (1) 帰宅時刻は次のように定める。
 - ・午後5時までに帰宅する。
- (2) 外出（遊びに出る）の場合は、行き先、帰宅時刻を家族に伝える。
- (3) 保護者が留守の家にはあがらない。
- (4) 児童のみの校区外への外出、夜間外出、また無断外泊は禁止する。
 - ・高学年（4～6年）については学習活動のための広市民センター、呉市広図書館、呉市営温水プールは、保護者の責任のもと許可する。
 - ・カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、コンビニ、飲食店、大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。
- (5) 海や川等、危険な場所へは子どもだけで絶対に行かない。立ち入り禁止箇所に立ち入らない。
- (6) 危険な場所、公共施設内等で遊ばない。
 - ・道路、線路付近 ・駐車場 ・オークアリーナや広市民センター等の公共施設等
- (7) 火遊び、エアガン等の危険な遊びをしない。
- (8) スケートボード・キックボード・Jボード等は道路や歩道では乗らず、使用が許可された安全な場所で行う。
- (9) 道路交通法に違反しない。特に自転車については自転車教室を受けた3年生以上の児童のみ、保護者の責任で乗るようにする。尚、自転車に乗る際はヘルメットを着用することが望ましい。原則、左側通行。
- (10) 不審者に対しては、安全のための未然防止をしっかりと行う。
 - ・通学路の安全確認を徹底する。 ・危険な場所へは立ち入らない。
 - ・事件に遭わないための行動の仕方、事件に遭遇したときの行動の仕方について指導する。
- (11) 携帯電話・スマートフォン、ゲーム機、タブレット等の使用は午後9時までとする。また、インターネット、ゲーム等の通信機能を使う場合は、発言や態度に気を付けてお互いが楽しく生活できるようにする。無許可で撮影したり、画像や動画等を使用したりしないなどのルールやマナーを守って使用する。

- ・担任、学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。
- ・改善されない場合は、学校での指導の旨を保護者に知らせ、協力を促す。
- ・発生事案によってはPTA、地域、警察等との連携を図る。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、校内及び校外で問題行動を起こした場合、しっかり反省を促し、よりよい学校生活が送れるように指導を行う。

(問題行動への特別な指導)

第10条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合、保護者に連絡をするとともに、特別な指導を行う。状況に応じて、1日～3日を目安に別室指導を行い、保護者と連携をとる。

- (1) 法令・法規に違反する行為（原則として特別な指導を行い、保護者の来校を求める。）
 - ・万引き ・威圧、強要行為 ・建造物への不法侵入 ・器物損壊
 - ・飲酒、喫煙 ・その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為（原則として特別な指導を行い、場合によっては保護者の来校を求める。）
 - ・いじめに関係している場合 ・暴力行為 ・不要物の持ち込み ・金品持出
 - ・指導に従わないなどの指導無視、暴言
 - ・授業妨害など、授業態度に問題がある場合
 - ・服装規程違反など、指導しても違反を繰り返す場合
 - ・その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為

(特別な指導)

第11条 特別な指導では、説諭、反省文を書かせるなど発達段階に応じた反省指導を行う。

- (1) 特別な指導は、原則別室（校長室、保健室・語らいルーム等）において、必ず複数の教員で行い、時系列での記録をとる。
- (2) 特別な指導では、児童への反省指導をふまえ学校において保護者との面談を行う。この場合、必要に応じて生徒指導主事、管理職も指導する。

- (3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行う。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を行った場合、的確に対応するとともに、状況に応じて教育委員会、警察、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

(規程の周知など)

第12条 児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する「すてきな白岳っ子になろう」を用い、指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会、PTA 総会、家庭訪問、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりして、周知を図る。また、子どもたちの健やかな成長を支援するために必要と判断した場合は、積極的に家庭訪問を行う。

(規程の施行)

この規程は平成24年4月1日より施行する。

平成24年 5月18日 一部改定
平成24年 9月28日 一部改定
平成25年 2月 1日 一部改定
平成26年 4月15日 一部改定
平成27年 4月16日 一部改定
平成27年 5月 7日 一部改定
平成28年 3月 7日 一部改定

平成29年 3月29日 一部改定
平成30年 3月 5日 一部改定
平成30年 8月 7日 一部改定
令和 2年 3月 9日 一部改定
令和 3年 3月 8日 一部改定
令和 3年12月15日 一部改定
令和 4年 3月 7日 一部改定
令和 5年 3月 1日 一部改訂
令和 6年 3月 1日 一部改訂
令和 7年 3月 1日 一部改訂